

枚方市子ども・子育て支援事業計画

[平成 27 年度～令和元年度]

第 1 期計画総括（案）

令和 2 年 月

～はじめに～

全国的に急速な少子化が進行するなか、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化のほか、児童虐待やいじめの深刻化、多様化する保育ニーズ、待機児童問題など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然としてめまぐるしく変化しています。

そのようななか、本市では、家庭、行政、学校園、地域、事業者などさまざまな主体が協力しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を実現するため、平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「枚方市子ども・子育て支援事業計画（計画期間 平成 27 年度～令和元年度）」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、取り組みを進めてきました。

改正子ども・子育て支援法成立に伴い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備を進めるため、幼児教育・保育の無償化を令和元年 10 月から開始するなど、子ども・子育て支援に係る国の動向にも対応しながら、第 1 期計画に基づき取り組みを進めているところです。

令和 2 年 3 月には、令和元年度が終期となる第 1 期計画を引き継ぎ、教育・保育の質の向上や子育ての相談支援、待機児童対策などのさまざまな子ども・子育てニーズに対応した施策を推進するとともに、新たに子どもの貧困対策計画としても位置付けた、「第 2 期枚方市子ども・子育て支援事業計画（計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度）」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定し、取り組みを進めているところです。

今般、「第 1 期計画」が令和元年度をもって終期を迎えたことから、第 1 期計画の総括を行い、「子育て世帯に選ばれるまち」として更なる魅力向上に努め、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を実現するため、取り組みを進めている「第 2 期計画」における効果的・効率的な取り組みにつなげていくものです。

資料の構成

本総括資料については、第 1 期計画期間（平成 27 年度～令和元年度）に取り組んだ取り組み及び主要事業の目標事業量について総括したものです。

第 1 期計画全 270 事業のうち、計画期間中に新たに取り組んだ事業、改善・見直しを行った事業、充実・強化を行った事業を抜粋し、表に取りまとめるとともに、施策目標ごとに総括及び今後の課題を抽出したものです。なお、主要事業の目標事業量については、第 1 期計画期間の実績をまとめております。

【施策目標1.子どもの生きる力を育む環境の整備】

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

 マークは、当該年度の新規事業です。
 マークは、改善・見直しを行った事業です。その他は継続事業となっております。
 【主な事業の抜粋】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 幼児期の教育・保育の質の向上	・公立幼稚園での預かり保育事業の実施 ・保育所（園）の老朽化対策の推進 ・幼稚園教職員研修・公私立保育所（等）合同研修会の推進	子育て支援員研修の実施 新		・保育士等就職支援センターの開設 ・「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」の作成・推進 新	ひらかた版子ども園の実施（公立幼稚園における 3 歳児保育の実施及び預かり保育の拡充） 新
2. 小学校教育への円滑な接続の推進	・接続期のカリキュラムの構築の見直し				新しい「幼稚園教育要領」等を全面实施
3. 豊かな心の育成の推進	・家庭児童相談事業の実施 ・教育相談事業の実施 ・子どもの笑顔守るコール事業の実施		教育と福祉の連携による支援体制の整備 新		
4. 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上	・学校教育自己診断 ・放課後自習教室の実施 ・家庭教育支援事業の実施	小中一貫教育推進事業の実施 新		支援学級へのタブレット型端末等の貸与 新	英語教育推進事業の実施 新
5. 食育の推進	・母子健康相談事業 子育てコール ・食育推進事業の拡充	「第一学校給食共同調理場」開設・中学校給食の提供開始 新			子育てコールからひらかた健康ほっとライン 24 に移行 改
6. 障害のある子どもへの支援の充実	・保育所等巡回相談・保育相談の実施 ・幼・小・中学校における支援教育 ・障害児の地域療育				市立ひらかた子ども発達支援センターの開設 新

総括

私立保育所(園)について、老朽化した施設の建替えや大規模修繕に合わせて、定員増を行うとともに、保育環境の改善を行いました。また、民営化により削減した経費をさまざまな子育て施策の充実につなげるため、平成 27 年度に北牧野保育所、中宮保育所を、令和元年度には走谷保育所の民営化を行うとともに、渚保育所、渚西保育所の民営化に向けた取り組みを進めました。

幼稚園については、保育ニーズの増加に対応するため、令和元年度から、市立幼稚園 6 園（枚方・香里・樟葉・高陵・蹠陀・田口山幼稚園）において、従来からの 4・5 歳児に加えて、新たに 3 歳児を受け入れるとともに預かり保育の拡充を行いました。また、その 6 園のうち、1・2 歳児の小規模保育事業を実施している 4 園（枚方・高陵・蹠陀・田口山幼稚園）については、「枚方版子ども園」とし、在園児に対し切れ目ない教育・保育の提供につなげました。

小中一貫教育の推進を目指し、小学校では、第 1 学年から第 4 学年までを 35 人学級編制とし、小学校第 5・6 学年は一部教科担任制や習熟度別指導などを実施しました。また、全中学校区にコーディネーターを配置し、学力向上委員会、教科会、学年会等の充実を図り、組織的な取り組みを推進するとともに、学力向上、授業づくりに高い見識を有する学識経験者の招へいによる教員の指導力向上を図りました。

食育については、「第一学校給食共同調理場」の整備及び「中学校給食配膳室」の整備を平成 26～27 年度の 2 か年で行い、平成 28 年度から選択制による中学校給食を開始しました。

障害のある子どもへの支援の充実として、市立すぎの木園及び市立幼児療育園の両施設の機能を有する新たな施設として、令和元年度に、「市立ひらかた子ども発達支援センター」を開設しました。

以上のとおり、教育・保育環境の充実、切れ目ない支援の実施、食育の推進や障害のある子どもへの支援など、子どもの生きる力を育む環境の整備に努めました。

今後の課題

幼稚園・保育所の需給バランスを踏まえ、平成 30 年度に作成した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」に基づき、幼保連携の視点に立って、保育需要の減少時期も見据えた公立施設の効果的・効率的な再構築を検討します。

また、公立保育所の民営化については、民営化により削減した経費を様々な子育て支援につなげていくため、引き続き実施していきますが、民営化を実施するには、個別課題を有する施設が多く、地域バランスも踏まえながら、これまでの手法に捉われず、民営化する施設を検討します。

確かな学力の育成に向けては、新学習指導要領に基づく、授業改善やタブレット端末など ICT を活用した効果的な授業の展開が求められます。

今般、流行している感染症については、オンラインでの研修の実施や、電話、SNS での相談など新しい生活様式での相談体制を、相談される方のニーズに合わせて構築する必要があります。

「市立ひらかた子ども発達支援センター」を拠点とし、地域における障害のある子どもたちへの効果的な支援が求められます。

【施策目標2. 子どもの個性や創造性を育む環境の整備】

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

新マークは、当該年度の新規事業です。改マークは改善・見直しを行った事業です。その他は継続事業となっております。

【主な事業の抜粋】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 子どもの居場所づくりの推進	・枚方子どもいきいきひろば事業の活動支援 ・公園等の整備（遊具設置等） ・学校園施設の提供 ・留守家庭児童会室事業の実施	子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業の実施 新		・プレーパーク推進事業の市への移行 改 ・放課後子ども教室モデル事業の実施 新	「児童の放課後を豊かにする基本計画」の策定 新
2. 子どものスポーツ活動の推進	・総合型地域スポーツクラブの活動支援 ・スポーツ教室・大会等の開催				
3. 子どもの文化芸術活動の支援	・保育所(園)ふれあい体験&枚方版ボックスアート事業の実施 ・学校図書館教育の充実 ・小学校合同音楽会の実施	・枚方市文化芸術アウトリーチ事業の実施 ・子ども能楽体験事業の実施 新	子どもに本を届ける事業の実施 新	中学生のビブリオバトル 新	
4. 子どもの国内外交流の推進	・友好都市間での子どもたちの交流事業の実施 ・国際交流こども絵画展の実施				
5. 子どもの社会的活動の推進	・保育所(園)・幼稚園における世代間交流事業の実施 ・こどもボランティア支援事業の実施				
6. 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進	・エコライフ推進事業の実施 ・緑のじゅうたん事業の実施 ・学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」の実施				

総括

子どもが地域で安全に過ごすことができる遊び場や居場所づくりとして、地域での身近な施設である学校の運動場や体育館などを、体育活動や文化活動等に利用できる場として提供しました。また、本市の実情に即した児童の放課後対策を進めていくため、市立小学校4校で「放課後子ども教室モデル事業」を実施し、その検証結果と「児童の放課後対策審議会」の意見を踏まえ、令和2年3月に「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定しました。

次代を担う子どもの生きる力を育むことを目的とし、土曜日を基本に地域団体等がさまざまな体験活動を提供する「枚方子どもいきいき広場」を全小学校区で実施するとともに、環境保全意識の醸成に向けてS-EMSの取り組みや環境副読本等を活用した環境教育を推進しました。また、家で一人で食事をとるなど家庭的に様々な課題のある子どもたちに対し、食事や学習、団らんの場を提供する市民の団体に補助金を交付するなど、子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業を実施しました。

子どものスポーツ活動については、枚方市こども夢基金を活用した「トップアスリートとのふれあい事業」や各種スポーツ教室・大会を開催し、子どもがスポーツに親しみや関心を持てる機会の提供に努めました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年3月2日からの市立小中学校の臨時休業措置に伴い、保護者の就労等により自宅において一人で過ごすことが困難な児童生徒を対象とした「臨時的な児童生徒の居場所」や「留守家庭児童会室」をはじめとする「子どもの居場所」を設置しました。

文化芸術活動については、子どもの豊かな感性と創造力を育むことを目的に、枚方市文化芸術アウトリーチ事業を実施し、クラシック音楽の演奏やオペラの演奏を通じて、文化芸術活動の楽しさやすばらしさを体感してもらう機会を提供しました。

子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むことを目的に、市内の19中学校区に学校司書を配置し、市立図書館と連携しながら、調べ学習や授業における学校図書館の活用を推進するとともに、開館時間の拡充を行うなど、学校図書館の有効活用に向けて、環境整備に取り組み、学校図書館教育の充実を図りました。

また、園児が地域の老人ホームなどを訪問したり、地域のお年寄りを夏祭りや敬老の集いなどの園行事に招待し、高齢者との世代間交流を図りました。

以上のとおり、子どもたちの居場所づくりや、スポーツ・文化芸術活動の推進、幅広い世帯との交流などを通じて、子どもたちが個性を発揮し、創造力を育むことのできる環境の整備に努めました。

今後の課題

子ども達にとって望ましい「放課後」を実現していくために「児童の放課後を豊かにする基本計画」を踏まえ、本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策の計画的な整備を適切かつ円滑に行うことが求められます。

また、令和3年度開館予定の総合文化芸術センター等を活用した、より質の高い文化芸術活動の支援や文化芸術体験の機会の提供が期待できます。

近年、グローバル化が進む中、子どもの頃から国際感覚を身につけ、国際化に対応したコミュニケーション能力を育成するため、小学校において英語教育指導助手の配置など、英語教育の充実が求められます。出入国管理法が改正され、引き続き外国人人口が増えることが見込まれることから、外国籍や外国から帰国した子どもなど、日本と異なる文化、生活で育った子どもや家庭への支援が求められます。

地球温暖化を防止し良好な生活環境を未来に残すため、引き続き市立学校園においては、学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」を活用して教職員が率先して環境負荷の低減に取り組むとともに、環境教育を推進し、環境に配慮した行動がとれる幼児・児童・生徒の育成に努めます。

【施策目標3. 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進】

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費助成や児童・生徒への就学援助などを推進するとともに、今後の社会状況や国の動向を踏まえ、柔軟な対応に努めます。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。また、子どもの外出時の安全のため、道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

〔新〕マークは、当該年度の新規事業です。〔充〕マークは、当該年度に充実・強化を行った事業です。その他は継続事業となっております。

【主な事業の抜粋】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 母子の健康づくりへの支援	- 産後ケア事業(産後ママ安心ケアサービス) - 母子訪問指導事業(妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診未受診訪問等) - 子育て世代包括支援センターの設置		- 子育て世代包括支援センターの増設 - 産婦健康診査の費用助成	新生児の聴覚検査費用助成	
2. 子どもへの医療対策の充実	小児科救急診療				
3. 子育てに対する経済的支援	- 子ども医療費助成事業の対象年齢を中学3年生まで拡大 - 未熟児養育医療給付事業の実施 - 小児慢性特定疾病医療費給付事業の実施 - 就学援助費の実施の実施			- 多子世帯医療費助成事業の実施 - 保育料の軽減の実施	
4. ひとり親家庭の自立支援	- ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施 - ひとり親家庭等自立促進計画の推進	- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 - ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業の実施			
5. 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	- 公共施設などのバリアフリー化等の推進 - 交通安全施設整備事業の実施 - 保育所、幼稚園、小学校における交通安全教育の推進 - ひらかた安全安心メール事業の実施				

総括

妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・育児の不安軽減を目的として、母子訪問指導事業を実施し、子育てに関する相談や個別の支援を行うことで、安心して健全な育児ができるよう支援しました。また、核家族化の進行等により、家族から産後の援助を十分に受けられないケースが増加する中、産後うつ等の予防を図り、出産直後の子育てを支える仕組みを推進する観点から、産後ママ安心ケアサービスに取り組むとともに、平成 29 年 10 月からは産婦健康診査にかかる費用助成を開始しました。また、子どもへの医療体制の充実として、子ども医療費助成事業を始め、様々な支援を実施し、聞こえの障害について、早期の発見から適切な支援につながるよう、平成 30 年 10 月より新生児の聴覚検査費用に対する助成を開始しました。

育児負担の大きい多子世帯については、保育所・幼稚園等における保育料の軽減策の実施や多子世帯医療費助成事業を実施し、経済的な負担軽減を図りました。

ひとり親家庭に対しては、平成 28 年 3 月に策定した「第 3 次ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、保育所・幼稚園等の保育料の軽減や、ファミリーサポートセンター利用料の助成など、ひとり親家庭等に向けた自立支援の充実を図りました。

子どもへの安全対策として、防犯カメラの増設や、歩道の設置、車止め、グリーンラインの整備など、交通安全施設整備事業を実施し、通学路等における安全対策に取り組みました。

以上のとおり、子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援の実施、医療体制・相談体制の充実を図り、子どもたちを交通事故、犯罪などの被害から守るための安全対策を行い子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進に努めました。

今後の課題

妊婦が抱える不安や負担感を把握し、より早期に適切な支援につなげるとともに、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、支援の連続性が求められます。

ひとり親家庭への支援として、個別状況に応じた就業支援や生活支援の総合的な提供を行うため、周知の強化と支援が必要な家庭への情報提供の充実が求められます。

近年、子どもが被害者となる事件や事故が多発するなかで、通学路の整備をはじめ、子どもの緊急避難場所となる「こども 110 番の家活動」や青色防犯パトロール活動など見守り活動の実施や子どもたちの交通安全意識の向上を図ることに加え、交通安全教室の実施など、地域と行政、関係機関が一体となって交通安全・防犯対策を強化する必要があります。

【施策目標4. 地域における子育ての相談・支援】

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、すべての子育て家庭に子育て支援等に関する情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

マークは当該年度の新規事業です。その他は継続事業となっております。

【主な事業の抜粋】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1.子育てに対する相談体制の充実	・育児相談事業の実施 ・育児支援家庭訪問事業の実施 ・ひきこもり等子ども・若者相談支援事業の実施 ・障害福祉サービスに関する相談の実施	子どもに関わる相談 窓口の一元化 新			
2.子育てに対する支援体制の充実	・育児教室の実施 ・地域子育て支援拠点事業の実施 ・一時預かり事業の実施 ・子育て短期支援事業の実施 ・多胎児家庭育児支援事業の実施				
3.子育てに関する適切な情報提供の推進	・子育て情報発信事業の実施 ・「市立幼稚園あそびの広場 in ひらかた」の開催		「枚方市子育て応援アプリ」の配信 新		
4.子育て中の社会参加支援	ファミリーサポートセンター事業の実施		ファミリーサポートセンター無料体験事業の実施 新		

総括

育児の悩みや不安の相談など子育て支援を行う施設の充実として、平成 29 年 9 月に全国的に先駆けて子ども総合相談センターを「子ども家庭総合支援拠点」として位置付け、人員体制の拡充等により相談しやすい体制づくりを進めました。また、子どもやその家庭の多様化・複雑化する相談に対応するため、平成 28 年 10 月に、子ども総合相談センター「となと」を開設し、家庭児童相談や子ども・若者のひきこもり等の相談窓口を一元化しました。平成 29 年 12 月に、地域で健康や子育ての相談支援を行う「すこやか健康相談室北部リーフ」（2 か所目の子育て世代包括支援センター）を開設し、保健師による家庭訪問や相談支援等を実施しました。

新生児・乳幼児訪問や「こんにちは赤ちゃん事業」の取り組みにより、乳児のいる家庭を全戸訪問し、心身の状況の把握、子育てに関する相談支援、すべての子育て家庭に支援等に関する情報提供を行いました。

また、子育て家庭への情報提供として、平成 30 年 1 月から、予防接種のスケジュールの自動管理機能を有した子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の運用を開始し、子育てイベントや健康診査等の子育て支援情報を子どもの年齢や居住地域に応じてきめ細かに配信しました。

育児の援助を行う提供会員と援助を受けたい依頼会員の間で相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業において、2 歳未満の乳幼児の保護者を対象とした無料体験事業を平成 30 年 1 月から開始し、育児負担の軽減を図りました。

以上のとおり、保護者への相談・支援の拡充や、各関係機関との連携及び強化、子育て家庭への情報提供の充実を図り、地域における子育ての相談・支援に努めました。

今後の課題

それぞれの機関での相談体制は充実しているものの、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や、アウトリーチによる積極的な相談支援については、引き続き、推進していく必要があります。また、子育ての相談事業を行う関係機関のネットワーク組織の機能的な連携が求められます。

気軽に親子が集まれる場所の提供、育児相談、親子同士での交流など子育て家庭の負担感や不安感を軽減する支援サービスの充実と、子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」等様々な媒体を通して、保護者ニーズに応じた子育てに関する情報を効果的に提供できるよう情報発信の内容の充実と周知の強化に努めます。

【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所(園)や認定こども園の定員増などによる待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。また、留守家庭児童会室の環境設備を推進します。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

〔新〕マークは、当該年度の新規事業です。〔充〕マークは、当該年度に充実・強化を行った事業です。その他は継続事業となっております。

【主な事業の抜粋】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 多様な保育サービスの充実	・通常保育事業の実施〔充〕 ・低年齢児保育事業の実施 ・延長保育事業の実施〔充〕 ・夜間保育事業の実施 ・病児・病後児保育事業の実施 ・休日保育事業の実施	公立保育所民営化事業の実施 			幼児教育・保育の無償化の開始 〔新〕
2. 放課後児童対策の充実	・留守家庭児童会室事業 ・放課後自習教室事業		留守家庭児童会室の対象学年の拡大(5年生・障害のある児童は6年生まで) 〔充〕	・留守家庭児童会室の対象の拡大(6年生)〔充〕 ・放課後子ども教室モデル事業の実施 〔新〕	「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定 〔新〕
3. 男女共同子育ての推進	・男女共同参画推進事業の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動				

総括

待機児童対策として、私立保育所（園）の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育施設の開設等を行い、「めざせ！！通年の0（ゼロ）」をキャッチフレーズに入所枠拡大を行いました。

子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に幼児教育・保育の無償化を令和元年10月に開始しました。また、保育所・幼稚園等における第3子以降の保育料の無償化を実施し、多子世帯の保護者の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境の整備を進めました。

私立保育所（園）等における夜間保育事業、休日保育事業、延長保育事業の実施など様々な支援を実施し、多様化する保育ニーズに対応しました。

保育需要の増加に伴い、保育士不足が深刻な課題となる中、潜在保育士の就労支援を行う「保育士等就職支援センター」を平成31年1月に開設し、保育士確保のための取り組みを推進しました。

留守家庭児童会室において、障害の有無に関わらず5・6年生の受け入れを開始し、保護者が働くための環境整備に努めました。また、本市の実情に即した児童の放課後対策を進めていくため、市立小学校4校で「放課後子ども教室モデル事業」を実施し、その検証結果と「児童の放課後対策審議会」の意見を踏まえ、令和2年3月に「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定しました。

以上のとおり、待機児童対策、多様化する保育ニーズへの対応、また、男女共同参画の推進に向けた施策の実施など、子育てと仕事の両立支援に努めました。

今後の課題

保育サービスの負担軽減を目的に、幼児教育・保育の無償化を引き続き実施し、あわせて多子世帯への負担軽減策として、これまでの第3子以降の保育料の無償化に加え第2子についても無償化とし、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

通年での、待機児童の解消に向け、様々な待機児童対策を実施してきましたが、依然として市基準の待機児童は262人（令和2年4月現在）発生しています。今後は、各エリアの保育需要と待機児童の状況を丁寧に見込み、年度途中も含めた通年の待機児童の解消に向けて取り組みます。

施設改修による定員増に、保育士の配置が伴って児童の受け入れが可能となることから、喫緊の課題である保育士不足に対応するため、出張相談会の積極的な実施など、平成31年1月に開設した「保育士等就職支援センター」を効果的に活用し、保育士・幼稚園教諭等の安定的な確保を図ります。

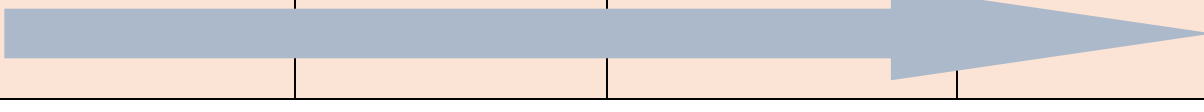
子ども達にとって望ましい「放課後」を実現していくため、令和2年3月に策定した「児童の放課後を豊かにする基本計画」を踏まえ、本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策の計画的な整備を適切かつ円滑に行うことが求められます。

【施策目標6. 子どもの人権擁護の推進】

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

【主な事業の抜粋】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 人権教育の推進	・人権啓発活動 ・平和に関する啓発事業 ・学校園における人権教育				
2. 子どもへの虐待のないまちづくりの推進	・児童虐待防止ネットワーク事業 ・虐待予防のための育児支援 ・親支援プログラムの実施 ・DV 防止対策事業 ・育児支援家事援助事業				
3. いじめ・不登校などへの対応	・適応指導教室(ルポ)事業 ・心の教室相談員配置事業 ・いじめ問題対策連絡協議会 ・不登校支援協力員配置事業 ・スクールアドバイザー派遣事業				
4. 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進	・青少年の健全育成事業 ・小・中学生生徒指導連絡会の実施				

総括

児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中、人権に関する身近な課題解決をめざす取り組みを通して、子どもたちの自尊感情を育み、豊かな人間関係作りを進めるため、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進するとともに、講演会や実践報告会、研究大会など各種人権教育の取り組みを行いました。また、児童虐待や不登校、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者や、ひとり親家庭への包括的な支援を充実させるため、平成 29 年 9 月に全国に先駆けて、子ども総合相談センター「となと」を「子ども家庭総合支援拠点」として位置付け、より相談しやすい体制づくりを進めました。

いじめや不登校などの問題に対し、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置により、児童・生徒、保護者の悩みや課題の解決につながりました。また、適応指導教室（ルポ）事業を実施し、不登校児童・生徒に家庭と学校の間間的な存在として、人間関係のあり方や自己決定の方法等を学ぶ場を提供しました。小学校で実施していた DV 等予防の人権教育プログラムを中学校でも開始し、子どもたちの性の多様性への理解促進を図りました。

子どもたちの犯罪・非行等の防止に向けて、地域や関係機関と連携して取り組むため、青少年育成指導員の活動をはじめ、PTA 等の協力を得ながら、街頭パトロールや相談、街頭啓発活動等に取り組みました。また、保健所や警察等の関係機関と連携し薬物乱用・非行防止のための教室を開催し、予防教育の推進を行いました。

以上のとおり、児童虐待やいじめの問題などの人権教育の推進や、虐待の発生予防及び早期発見、また、いじめや不登校に対する相談事業の推進など、子どもの人権擁護に努めました。

今後の課題

子ども家庭総合支援を推進するため、子ども青少年部の子ども総合相談センターを令和 2 年度より市長直轄の組織として「子どもの育ち見守りセンター」に改編し、子どもをめぐる問題を一元的に把握し、組織横断的な支援につなげます。

子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が深刻さを増すなか、子ども一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援を行い、全ての子どもが健やかに育つ社会を実現するため「（仮称）子どもを守る条例」を制定し、地域全体で子どもを守る仕組みづくりを進めます。

子どもたちの性の多様性への理解を育む取り組みとして、DV 等の予防を含めた人権教育の中で性の多様性への更なる理解が育まれるよう努めます。

児童虐待が深刻化する中、虐待については、乳幼児健康診査やこにちは赤ちゃん事業等、各種相談業務をはじめ、保育所（園）等の日常業務を通じて、虐待の早期発見、対応に努めるほか保護者を対象とした親支援プログラムの実施や特に養育が必要な家庭に対しては、家事や育児の援助を行うなど、きめ細かな支援に取り組みます。

近年、携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴い、携帯電話等によるいじめ問題が深刻化するなか、携帯電話の使用に関する危険性やルールを子どもたちや保護者に指導・啓発活動を行い、いじめの防止や支援体制の更なる整備を図ります。

枚方市子ども・子育て支援事業計画 主要事業の目標事業量【総括】

※平成 29 年度に国が作成した手順に基づき、目標事業量の第 4 年度以降について、見直した数値を、「→」で表しています。

＜市の考え方による量の見込み及び実績＞

事業名		第 1 年度 (H27 年度)			第 2 年度 (H28 年度)			第 3 年度 (H29 年度)			第 4 年度 (H30 年度)			第 5 年度 (R1 年度)		
① 教育・保育 (人)	目標事業量	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
		6,121	4,276	3,149	5,848	4,276	3,149	5,576	4,276	3,149	5,417 →4,790	4,163 →4,311	3,041 →3,684	5,296 →4,487	4,051 →4,393	2,934 →3,810
	実績	5,970	4,192	3,202	5,586	4,259	3,405	5,253	4,312	3,605	4,942	4,433	3,625	4,821	4,476	3,581
② 時間外保育事業 (人)	目標事業量	2,307			2,307			2,307			2,238 →4,591			2,169 →4,637		
	実績	4,471			4,502			4,605			4,538			4,448		
③ 放課後児童健全育 成事業 (人)	目標事業量	3,810			3,810			3,810			3,810			3,766		
	実績	3,579			3,906			4,431			4,706			4,847		
④ 子育て短期支援事 業 (ショートステイ) (人日)	目標事業量	910			940			980			1,010			1,050		
	実績	736			587			579			369			508		
④ 子育て短期支援事 業 (トワイライトス テイ) (人日)	目標事業量	50			50			50			50			50		
	実績	19			11			43			83			61		
⑤ 一時預かり事業 (幼稚園) (人日)	目標事業量	161,537			157,296			153,071			148,844 →235,500			145,225 →251,985		
	実績	175,360			205,939			206,062			196,717			276,457		
⑤ 一時預かり事業 (上記以外) (人日)	目標事業量	26,353			25,450			24,555			23,644 →27,394			23,178 →26,298		
	実績	31,090			28,351			27,674			24,375			21,492		

事業名		第 1 年度 (H27 年度)	第 2 年度 (H28 年度)	第 3 年度 (H29 年度)	第 4 年度 (H30 年度)	第 5 年度 (R1 年度)
⑥地域子育て支援拠点事業（人日、か所）	目標事業量	76,700 13	76,700 13	76,700 13	76,700 13	81,200 16
	実績	76,428 13	83,650 13	82,698 13	78,430 13	67,740 13
⑦病児保育事業（人日）	目標事業量	3,450	3,450	3,450	3,350	3,260
	実績	3,468	3,727	3,969	3,602	3,729
⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（人日）	目標事業量	2,200	2,200	2,200	2,200 →3,950	2,200 →4,100
	実績	3,716	3,325	3,662	3,610	4,178
⑨利用者支援に関する事業（か所）	目標事業量	1	1	1	1 →3	1 →3
	実績	2	2	3	3	3
⑩妊婦健康診査事業（回、か所（市内受診施設数））	目標事業量	38,000 13	36,700 13	35,400 13	34,100 13 →15	33,400 13 →15
	実績	36,585 14	34,773 14	33,567 15	32,563 15	32,067 15
⑪乳幼児家庭全戸訪問事業（人）・養育支援訪問事業等（人）	目標事業量	3,055	2,950	2,846	2,741	2,688
	実績	2,578	2,564	2,541	2,469	2,364